

選挙費用公費負担の手引き

(自動車及びポスター)

(令和4年8月24日改訂版)

鞍手町選挙管理委員会

は じ め に

この手引は、鞍手町議会議員及び町長の選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続について記述したものです。

目 次

1	公費負担制度とは	1
2	公費負担の種類	1
3	対象となる候補者	1
4	公費負担の限度額	2
5	諸手続	3
	【1】契約締結と契約届出.....	3
	【2】確認申請.....	3
	【3】使用（作成）証明書の交付.....	3
	【4】費用の請求.....	4
	・選挙運動用自動車（ハイヤー・タクシー）の諸手続について.....	6
	・選挙運動用自動車の借入（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について.....	8
	・選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について.....	10
	・選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について.....	12
	・選挙運動用ポスターの作成の諸手続について.....	14
	《参考資料》 選挙運動費用の公費負担制度Q & A.....	16

1 公費負担制度とは

この制度は、鞍手町議会議員及び町長の選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、鞍手町が各契約業者等に直接その費用をお支払するものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、鞍手町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の2つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のポスターの作成

3 対象となる候補者

選挙運動費用に関する公費負担制度においては、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

◆町長選挙における供託物没収点 $\text{有効投票数} \times 1 / 10$

◆町議会議員選挙における供託物没収点 $\text{有効投票数} \div \text{議員定数} (13 \text{人}) \times 1 / 10$

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区 分		公費負担の対象	公費負担の限度額	備考
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	1日 64,500円×5日=322,500円	1の契約と2の契約は選択
	2 1に掲げる契約以外の契約の場合	① 自動車の借入れ契約 (レンタル、個人、会社等からの借上げ)	1日 16,100円×5日=80,500円	
		② 燃料の供給契約	1日 7,700円×5日=38,500円	
		③ 運転手の雇用契約	1日 12,500円×5日=62,500円	

※一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

(2) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	$\frac{541円31銭 \times 40枚 + 316,250円}{40箇所(ポスター掲示場数)} = 8,447円 \dots ①$	40枚・・・② (ポスター掲示場数=40箇所)

【例】 選挙運動用ポスター100枚の作成を15万円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、 $150,000円 \div 100枚 = 1,500円$ になります。
この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $1,500円 \times 40枚 = \underline{60,000円}$ が公費負担の対象となります。
残りの60枚分90,000円は候補者の負担になります。

※金額は全て税込金額です。

5 諸手続

【1】契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- (1) 届 出 先 ・ 鞍手町選挙管理委員会
- (2) 届出期日 ・ 契約が立候補届出の前の場合・・・・・・・・立候補届出の時
・ 契約が立候補届出の後の場合・・・・・・・・契約締結後直ちに
- (3) 添付書類 ・ 各業者等との契約書の写し

◆ 注 意

- 1 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- 2 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

【2】確認申請

下記（１）については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

（１）確認申請が必要なもの

- ・ 選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
- ・ 選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数（掲示場数）の確認

（２）確認申請の方法

- ・ 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・ 確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- ・ 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

（３）確認申請書の提出先 鞍手町選挙管理委員会

（４）確認書の交付

- ・ 申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・ 交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。
- ・ 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【3】使用（作成）証明書の提出

上記【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に提出（１部）しなければなりません。

なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【４】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、鞍手町選挙管理委員会が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

（１）請求する際に必要な提出書類

区 分		必 要 書 類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー・タクシー）	①請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 9 号】 ②請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約） 【様式第 9 号（別紙その 1）】 ③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第 7 号（その 1）】
	上記以外の契約による場合	自動車の借入れ ①請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 9 号】 ②請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約） （自動車の借入れ）【様式第 9 号（別紙その 2）】 ③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第 7 号（その 1）】
		燃 料 代 ①請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 9 号】 給油伝票添付（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの） ②請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約）（燃料代） 【様式第 9 号（別紙その 3）】 ③選挙運動用自動車使用証明書（燃料代）【様式第 7 号（その 2）】 ④選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第 5 号】
		運転手の報酬 ①請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第 9 号】 ②請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約）（運転手） 【様式第 9 号（別紙その 4）】 ③選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第 7 号（その 3）】
	選挙運動用ポスターの作成	①請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第 10 号】 ②請求内訳書【様式第 10 号（別紙）】 ③選挙運動用ポスター作成証明書【様式第 8 号】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第 6 号】

(2) 請求書の提出の際の注意

- ・ 支払方法は口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・ 請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

(3) 請求書の提出先

鞍手町大字中山 3 7 0 5 番地

鞍手町選挙管理委員会事務局

TEL 0949-42-2111

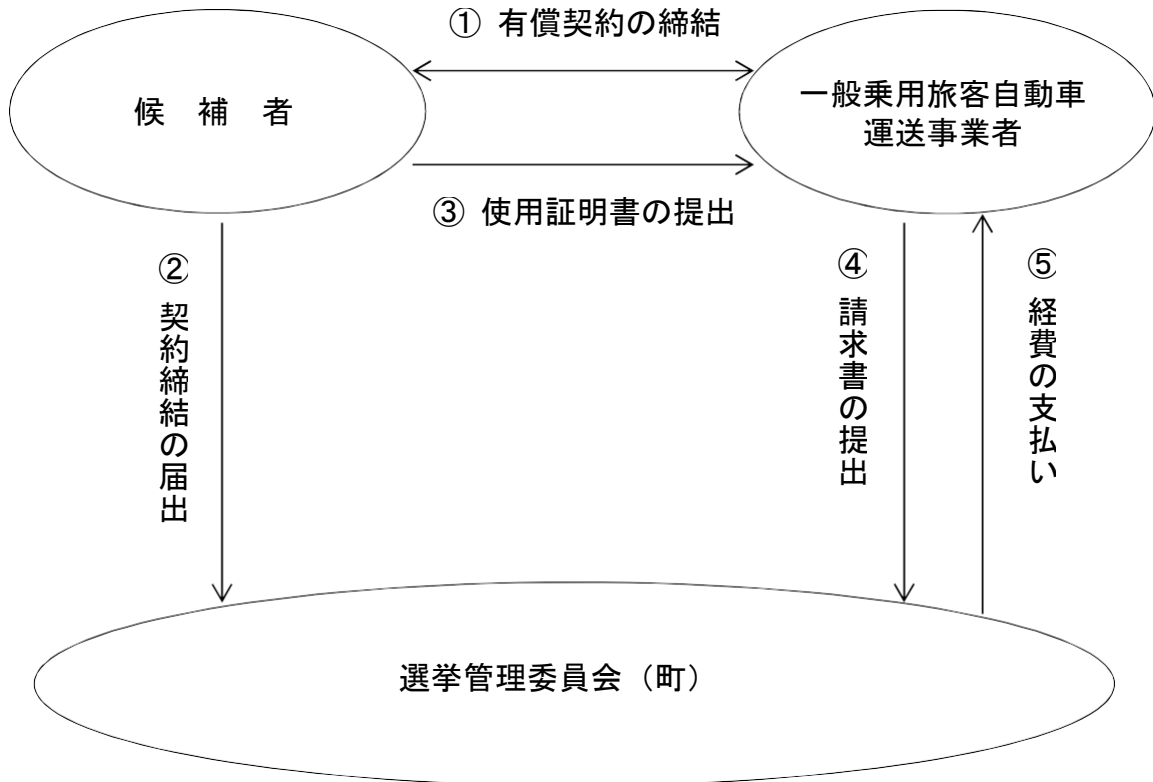
選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
立候補 届出の とき	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用の契約届出書 【様式第 1 号】	
請求 のとき	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 9 号】	
	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約） 【様式第 9 号（別紙その 1）】	
	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第 7 号（その 1）】	

選挙運動用自動車の使用
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）
※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の提出 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第7号(その1)】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第9号】 請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)【様式第9号(別紙その1)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることはできません。
- 2 町長に対する上記の請求については、鞍手町選挙管理委員会で受け付けます。

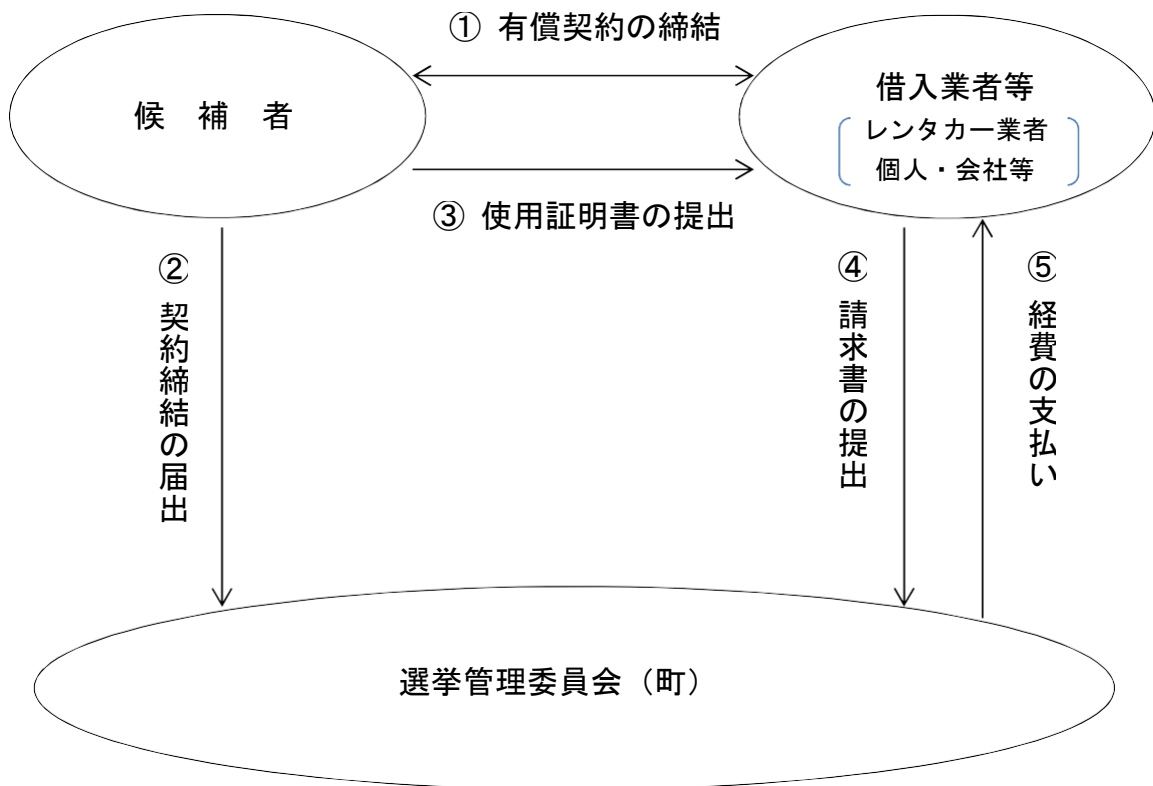
選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
立候補 届出の とき	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用の契約届出書 【様式第 1 号】	
請 求 の と き	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 9 号】	
	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約） （自動車の借入れ）【様式第 9 号（別紙その 2）】	
	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第 7 号（その 1）】	

選挙運動用自動車の使用
(自動車の借入れ)
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の提出 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第7号(その1)】	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第9号】 請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約)(自動車の借入れ) 【様式第9号(別紙その2)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒借入業者等)		

- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は町長へ④の請求をすることはできません。
2 町長に対する上記の請求については、鞍手町選挙管理委員会で受け付けます。

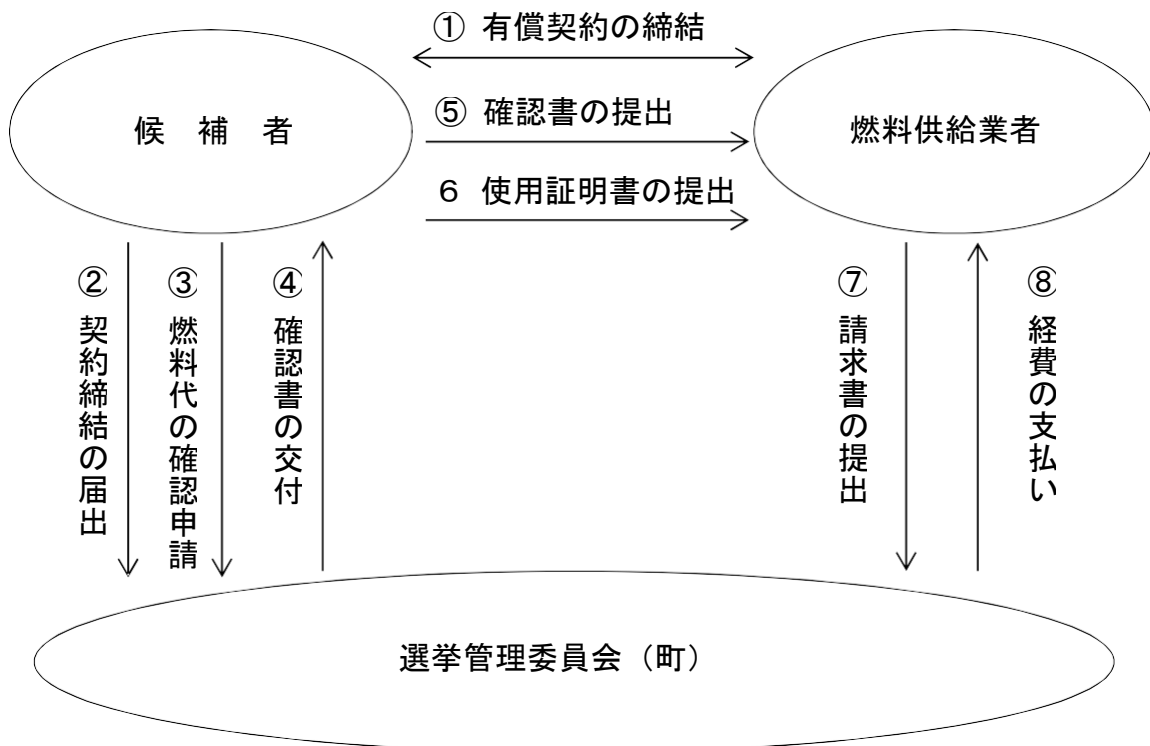
選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
立 候 補 届 出 の 時 き	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用の契約届出書 【様式第 1 号】	
請求 の前	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第 3 号】	
請 求 の と き	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 9 号】	
	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約） （燃料代）【様式第 9 号（別紙その 3）】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料代） 【様式第 7 号（その 2）】	
	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第 5 号】	
	給油伝票の写し	

選挙運動用自動車の使用
(燃料代)
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車の燃料供給契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第3号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第5号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料代) 【様式第7号(その2)】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第9号】 請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約)(燃料代) 【様式第9号(別紙その3)】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。
2 町長に対する上記の請求については、鞍手町選挙管理委員会で受け付けます。

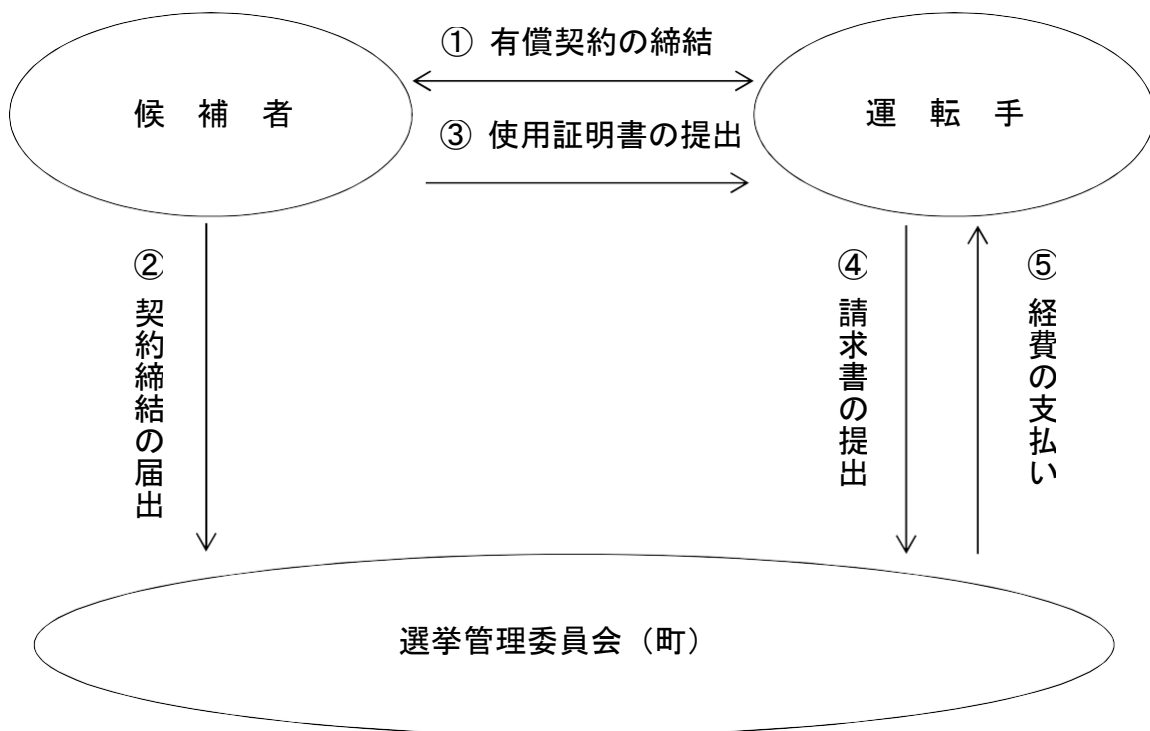
選挙運動用自動車の使用（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
立候補 届出の とき	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用の契約届出書 【様式第 1 号】	
請求 の とき	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第 9 号】	
	請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約） （運転手）【様式第 9 号（別紙その 4）】	
	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第 7 号（その 3）】	

選挙運動用自動車の使用
(運転手の雇用)
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車の運転手の雇用契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の提出 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第7号(その3)】	
④	請求書の提出 (運転手⇒町長)	請求書(選挙運動自動車の使用)【様式第9号】 請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約)(運転手)【様式第9号(別紙その4)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運転手)		

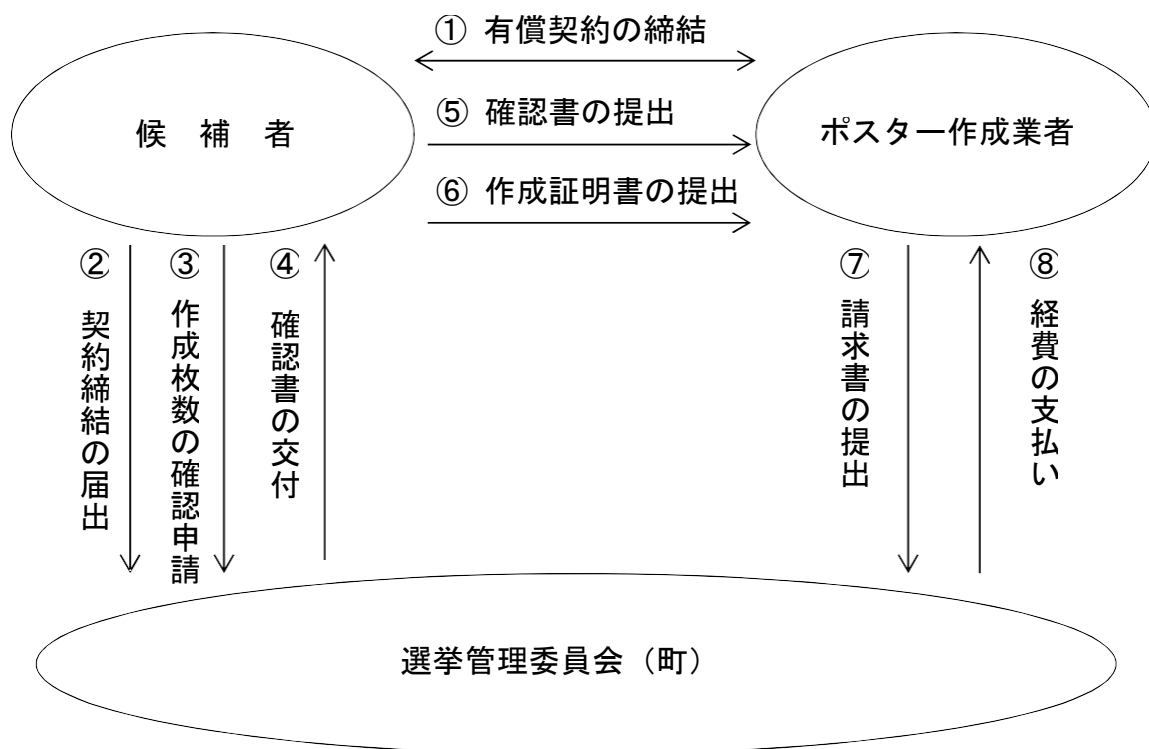
- 注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることはできません。
2 町長に対する上記の請求については、鞍手町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ポスターの作成

選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
立候補 届出の とき	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第2号】	
請求 の前	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第4号】	
請求 の とき	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第10号】	
	請求内訳書 【様式第10号（別紙）】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第8号】	
	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第6号】	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスターの作成契約届出書 【様式第2号】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第4号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第6号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)		④の確認書
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第8号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第10号】 請求内訳書【様式第10号(別紙)】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ポスター作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、鞍手町選挙管理委員会で受け付けます。

《参考資料》

選挙運動費用の公費負担制度 Q&A

鞍手町選挙管理委員会

この Q&A は、鞍手町議会議員及び町長の選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するに当たり、その参考としていただくために作成したものです。

公費負担に関する Q&A

目 次

< 1 共 通 >

- 1 「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。…………… 19
- 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる …… 19
制度ですか。
- 3 使用（作成）証明書を契約業者に提出するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後 …… 19
すぐに行うべきですか。
- 4 町には強制的な調査権がないので、届出のあった契約金額の中に対象外の費用が含まれて… 20
いたとしても、確認できないのではないですか？

< 2 自動車の借入れ >

- 1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。…………… 20
- 2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費負担対象 …… 20
になりますか。
- 3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負 …… 20
担の対象になりますか。
- 4 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めて …… 21
レンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。
- 5 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公負担請求 …… 21
することができますか。
- 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載 …… 21
する契約期間はどのように記載したらよいですか。
- 7 レンタカーの基本料金のほかに、貸渡代金に含まれる引取配車料や燃料補給手数料は、 …… 22
公費負担の対象となりますか？
- 8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。…………… 22
- 9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どれくらいの …… 22
価格で契約をすればいいのですか。
- 10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれ …… 22
ば、公費負担の請求をすることができますか。
- 11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用に …… 23
ついて一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

＜ 3 燃料の供給 ＞

- 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか。 …… 23
- 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。 …… 23
- 3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか。 …… 23
- 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。 …… 23

＜ 4 運転手の雇用 ＞

- 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。 …… 24
- 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。 …… 24
- 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。 …… 24
- 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。 …… 24
- 5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。 …… 24

＜ 5 選挙運動用ポスターの作成 ＞

- 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。 …… 25
- 2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。 …… 25
- 3 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。 …… 25
- 4 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。 …… 26

＜ 6 選挙運動用ビラの作成 ＞

- 1 選挙運動用ビラの作成費用は、なぜ公費負担の対象ではないのですか …… 27
- 2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。 …… 27
- 3 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。 …… 27

公費負担に関するQ&A

【 1 共通 】

Q1 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか？

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。また、公費負担は、町民の税金等から支出されることから、なるべく安価で契約できるよう努めていただくことが好ましいと思われます。

Q2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q3 使用（作成）証明書を契約業者に提出するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

A それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実績に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ提出することになります。

【例】選挙運動用自動車の使用

→選挙期日の前日まで使用した場合は、選挙期日の前日に提出

選挙運動用ポスターの作成

→立候補届出日までに作成する場合は、立候補届出日に提出

Q4 町には強制的な調査権がないので、届出のあった契約金額の中に対象外の費用が含まれていたとしても、確認できないのではないですか？

A 町には強制的な調査権はありませんが、届出のあった契約書等は全て情報公開の対象となります（印影など一部非開示部分あり）。町民や報道機関による情報公開請求や取材によって問題が発覚することもあります。また、虚偽の届出等があった場合は、詐欺罪に該当することもあります。

【 2 自動車の借入れ 】

Q1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者一人につき1台です。

Q2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？この場合、2台とも公費負担対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q4 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q5 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

Q6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

A 選挙運動用自動車の借入に関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q7 レンタカーの基本料金のほかに、貸渡代金に含まれる引取配車料や燃料補給手数料は、公費負担の対象となりますか？

A 公費負担の対象は、車両のレンタル代金に限られます。引取配車料や燃料補給手数料は、公費負担の対象とはなりません。

Q8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

A 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか？

A 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

【3 燃料の供給】

Q1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,560円に選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

A 対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

Q3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか？

A 請求できます。
ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。
なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されている必要があります。

【 4 運転手の雇用 】

Q1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

A 選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象になりません。

Q3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

Q5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象になりません。

【 5 選挙運動用ポスターの作成 】

Q1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

A 公設のポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスター（公職選挙法第143条第1項第5号）が公費負担の対象です。鞍手町は掲示場数が40箇所あります。

Q2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。（金額、作成枚数に上限があります。）

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q3 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q4 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

A この場合、全額を公費負担できない場合があります。

「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。

公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

(例)

ア 限度枚数 40枚 イ 限度単価 8,447円
ウ 実際の作成枚数 100枚 エ 実際の作成単価 1,500円

【正しい計算方法】

・（公費負担の対象枚数）⇒ 枚数について、限度枚数と実際の枚数を比較
アまたはウの少ない方 ⇒ 40枚 (A)

・（公費負担の対象単価）⇒ 単価について、限度単価と実際の単価を比較
イまたはエの少ない方 ⇒ 1,500円 (B)

・（公費負担額）⇒ 枚数、単価のそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。
(A) (B)

40枚 × 1,500円 = 60,000円（正しい請求金額）

【誤った計算方法】

「限度枚数（40枚）×限度単価（8,447円）」で算出される額
『337,880円』を限度額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数（ウ）
と実際の作成単価（エ）を掛け合わせて算出した。

(ウ) (エ)

100枚 × 1,500円 = 150,000円（誤った請求金額）

【 6 選挙運動用ビラの作成 】

Q1 選挙運動用ビラの作成費用は、なぜ公費負担の対象ではないのですか？

A 今回、公職選挙法の改正により、町議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布が解禁されました。（町長選挙においては、以前から頒布することができます。）

しかし、以下の理由により鞍手町においては、選挙運動用ビラの作成費用を公費負担の対象とはしておりません。

- ①選挙公報を発行していること
- ②ビラの頒布期間が5日間と短いこと
- ③ビラの頒布場所が、次のように限られていること
 - ・新聞折込みによる頒布
 - ・候補者の選挙事務所内における頒布
 - ・個人演説会の会場内における頒布
 - ・街頭演説の場所における頒布

Q2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか？

- A**
- ・枚数… 町長選挙5,000枚以内、町議会議員選挙1,600枚以内
 - ・種類… 2種類以内
 - ・規格… 長さ 29.7cm × 幅 21cm（A4版） 両面印刷が可能
 - ・記載内容… 特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
 - ・証紙の貼付… 頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q3 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。